

広告展開利用とは

制作した広告の展開に係る利用には、主に放送、配信、上映、演奏があり、それぞれについてお申込みの上、許諾を得ていただく必要があります。これらのお申込みについては、まとめていただくこともできますが、広告の展開に係る利用の種別によっては、次の図のとおり、個別の申込の可否や申込受付窓口が異なる場合がありますので、ご注意ください。

■放送

・テレビCM及びラジオCMの地上波の広告枠での放送

・地上波以外のテレビ、ラジオ
(BS・CS・有線放送)の広告枠での放送

各放送事業者との間で許諾契約を交わしているため個別の申込みは不要です。

広告関係事業者からまとめて申込み(まとめ申込み)いただくことが可能です。

→申込みはこちら

■配信

・ウェブCMのインターネット広告スペース(枠売り広告メニューなど)での配信

・WEBサイト(広告主サイトなど)での配信

申込受付窓口：
送信部 ネットメディア課

■上映

・劇場用CMの劇場スクリーンでの上映

・動画CMの店頭モニターでの上映

・動画CMの街頭、イベント会場、交通機関のモニター、デジタルサイネージでの上映

■演奏

・音声CMの店頭オーディオ機器での演奏(再生)

・音声CMのイベント会場、アドトラックのオーディオ機器での演奏(再生)

申込受付窓口：利用場所を担当するJASRAC支部
→[支部連絡先一覧](#)

■その他

歌詞を印字したポスターや看板、配布用の制作物の展開に係る利用(展示・配布)については、お申込み不要です。